国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

八月二十一日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律

議案通知書受領

八月二十一日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案

質問書提出

八月二十一日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

ＴＰＰ交渉に対する政府の認識及び見解等に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

沖縄戦に対する戦後七十年の節目をむかえた日本政府の見解等に関する再質問主意書（鈴木貴子提出）

来年五月に開催される伊勢志摩サミットに係る安倍首相の見解等に関する質問主意書（鈴木貴子提出）

参議院

議案提出

八月二十一日議員から次の議案が提出された。

民法の一部を改正する法律案（前川清成外六名発議）（参第二一号）

議案付託

八月二十一日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

刑事訴訟法等の一部を改正する法律案（閣法第四二号）　法務委員会に付託

議案送付（予備審査）

八月二十一日議長は、次の議員提出案を衆議院に送付した。

武力攻撃危機事態に対処するための自衛隊法等の一部を改正する法律案（小野次郎発議）

在外邦人の警護等を実施するための自衛隊法の一部を改正する法律案（小野次郎外一名発議）

合衆国軍隊に対する物品又は役務の提供の拡充等のための自衛隊法の一部を改正する法律案（小野次郎外一名発議）

国外犯の処罰規定を整備するための自衛隊法の一部を改正する法律案（小野次郎外一名発議）

国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する人道復興支援活動等に関する法律案（小野次郎外一名発議）

議決通知

八月二十一日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律案

答弁書受領

八月二十一日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員浜野喜史提出行政文書の管理に関する質問に対する答弁書（第二三五号）

参議院議員大久保勉提出サイバー攻撃を武力攻撃事態と認定するための要件に関する再質問に対する答弁書（第二三六号）

参議院議員大久保勉提出物価安定目標における消費者物価指数に関する質問に対する答弁書（第二三七号）

参議院議員大久保勉提出日本版スチュワードシップ・コード及びコーポレートガバナンス・コードに関する質問に対する答弁書（第二三八号）

参議院議員川田龍平提出日本原燃株式会社六ヶ所再処理工場の高レベル廃液のガラス固化に関する第三回質問に対する答弁書（第二三九号）

参議院議員水野賢一提出朝鮮戦争時の日本の掃海作業と集団的自衛権の関係に関する質問に対する答弁書（第二四〇号）

参議院議員小西洋之提出安保法案が憲法前文の平和主義に違反し違憲無効であるとの質問に対する答弁書（第二四一号）

法律公布奏上及び通知

八月二十一日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律

人事異動

内閣

（内閣官房内閣参事官（内閣官房副長官補付））内閣事務官　股野　元貞

内閣官房新国立競技場の整備計画再検討推進室参事官を命ずる

（内閣官房内閣参事官（内閣人事局）（併）内閣官房副長官補付）　北川　修

内閣官房副長官補付の併任を解除する

（以上八月二十一日）

財務省

（防衛省東海防衛支局長）防衛事務官　辻　秀夫

財務事務官に任命する

九州財務局長を命ずる

（九州財務局総務部長兼九州財務局長心得）財務事務官　初岡　道大

九州財務局長心得兼務を免ずる

（以上八月二十一日）

皇室事項

行啓

皇后陛下は、八月二十日午後七時五十一分御出門、「Fukushima youth sinfonietta」を御鑑賞のため、東京オペラシティコンサートホール（新宿区）へ行啓、同九時五十四分還啓になった。

御祝電

天皇陛下は、八月二十四日ウクライナ国の独立記念日につき、同月二十一日同国大統領閣下へ御祝電を発せられた。

官庁報告

法務

公証人任免

岡山地方法務局所属公証人山下満は願により公証人を免ぜられた。

吉波佳希は公証人に任命され、岡山地方法務局所属公証人山下満の後任を命ぜられた。（以上八月十三日）（法務省）

公告

諸事項

工場財団

千葉県佐倉市新臼井田38番11号**柴崎孝代子**の工場財団に千葉県八街市砂字堀込295番１黒川発電所堀込の機械、器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成27年8月25日

千葉地方法務局佐倉支局

直轄特定災害復旧事業の完了公告

下記に掲げる直轄特定災害復旧事業は、平成27年３月31日をもって完了したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第113条の２第３項の規定に基づき公告する。

平成27年8月25日

農林水産大臣　林　芳正

記

平成23年発生　直轄特定災害復旧事業　定川地区

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成27年8月25日

関東地方整備局長　石川　雄一

1　処分をした年月日　平成27年７月27日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社塚越工業　塚越　政行　埼玉県児玉郡上里町金久保697－5　国土交通大臣許可（般－24）第24915号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（機械器具設置工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成27年６月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。